

学校いじめ防止 基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうしてしまったり、また、深く傷付き、悩んでいる生徒がいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲をもって充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめとは

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものとす。

2 いじめに対する基本的な考え方

- いじめられている生徒の主觀を重視すること
- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識をすること
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起り得る」と認識をすること
- 「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」と認識すること

3 いじめの構造と動機

(1) いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

(2) いじめの動機

- いじめの動機には、次のものなどが考えられる。
- 嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
 - 支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
 - 愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
 - 嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
 - 反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
 - 欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(3) いじめの態様

いじめの態様には、次のものが考えられる。

- ・悪口を言う・あざける・落書き・物壊し・集団での無視・陰口
- ・避ける・ぶつかる・小突く・命令・脅し・性的辱め
- ・メール等による誹謗中傷・噂流し・授業中のからかい・仲間はずれ
- ・嫌がらせ・暴力・たかり・使い走り・物を盗む・物を隠す
- ・SNSによる誹謗中傷・仲間外し

(4) いじめの解消

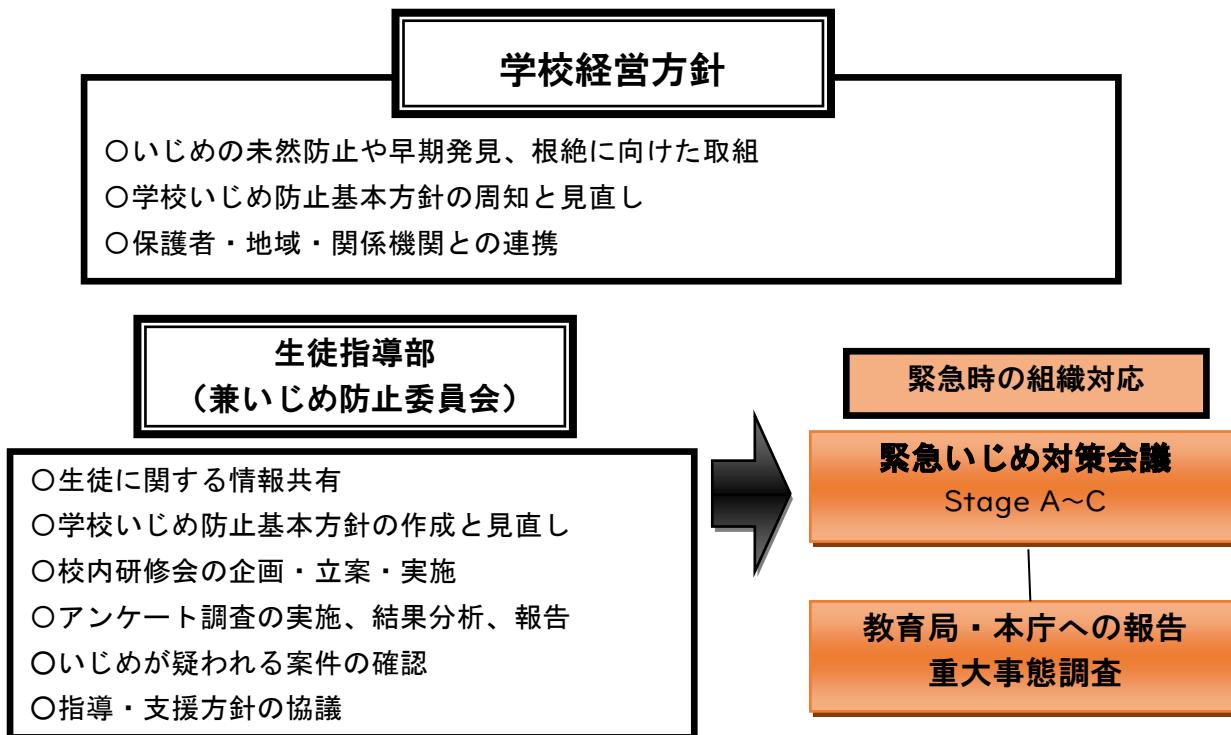
いじめが「解消している」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものをいう。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月継続していること。
- 被害生徒が、いじめ行為による心身の苦痛を感じていないこと。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

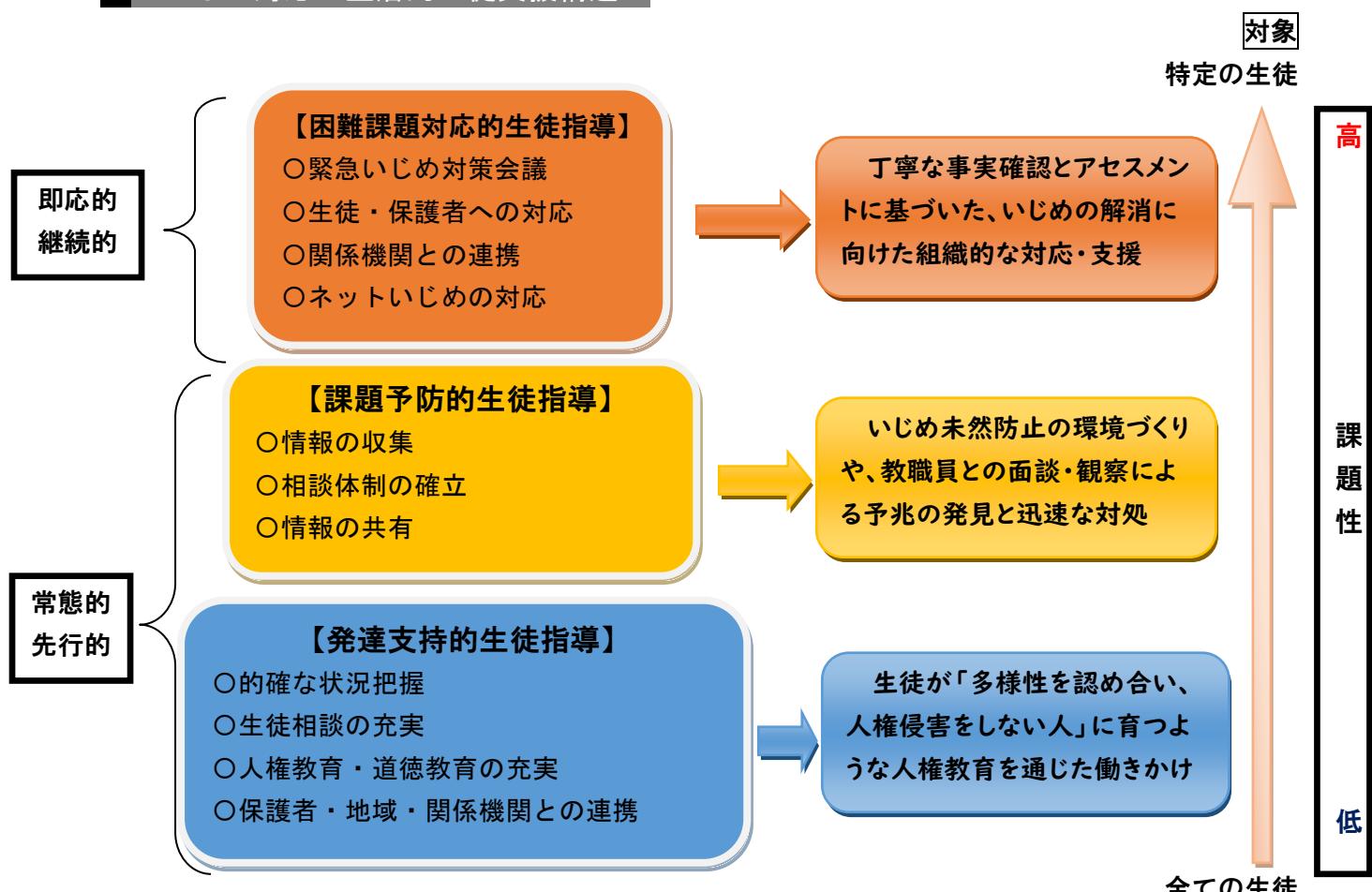
II いじめ防止の指導体制・組織対応

1 日常指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

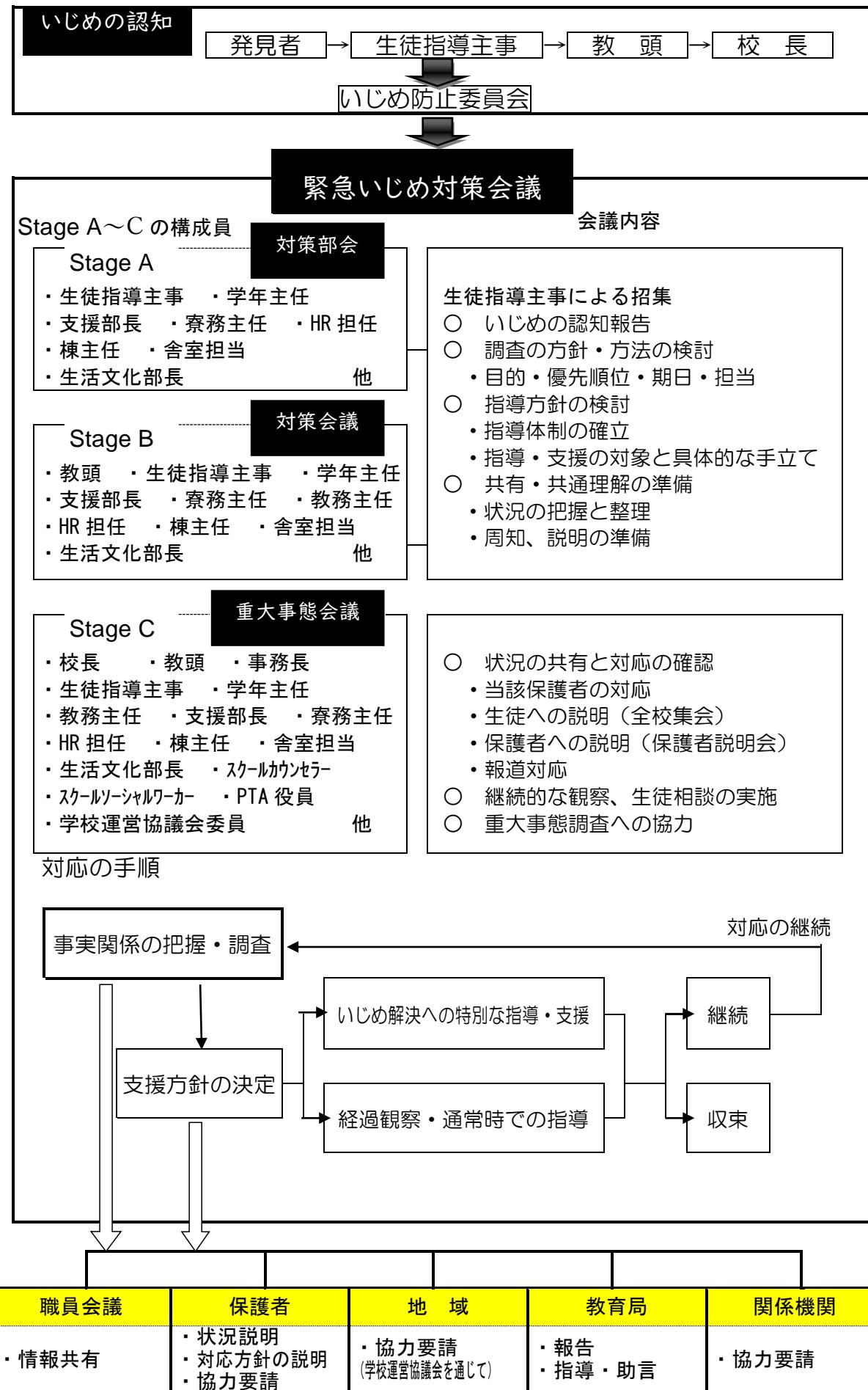


2 いじめ対応の重層的生徒支援構造



3 緊急時の組織対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組



III いじめの予防（発達支持的生徒指導）

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的な取組が求められる。

生徒に対しては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

的確な状況把握

- 個別の教育支援計画の活用
- コミュニケーション能力の育成
- 一人一人に応じた授業づくり
- チェックリストの活用（学校・家庭）
- 定期的な情報共有（学校・寄宿舎・家庭）

生徒相談の充実

- 安全・安心な学校づくり
- 生徒相談週間の設定と実施
- HRT 担任・学年スタッフ等による定期的な相談
- 望ましい人間関係づくりの活動
- 適切な援助希求態度の育成
- 「傍観者教育」の推進・充実

人権教育・道徳教育の充実

- 人権意識の理解・啓発
- 全校集会や学年集会の実施
- 法やルールを守る意義（生徒心得の見直し）
- 生徒会活動、係活動の充実
- 情報モラル教育の充実
- 多様性を認め合える集団形成
- OSOS を出せる環境・人間関係づくり

保護者・地域との連携

- 関係機関との連絡体制の構築・確立
- 学校運営協議会での説明・協力要請
- 保護者懇談等での説明
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携
- 外部講師を活用した人権教育の推進

**自己指導能力の育成
安全・安心な学校づくり**

IV いじめの早期発見（課題予防的生徒指導）

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。

生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

情報の収集

- 教職員の観察からの気付き
- 養護教諭からの情報
- 生徒からの相談・訴え
- いじめ把握アンケートの実施（6月、10月）
- 保護者との情報共有
- チェックリストの活用（学校・家庭）
- ネットパトロールの実施（毎月）

相談体制の確立

- 生徒相談週間の実施（年6回）
- OHR 担任等による定期的な面談
- 相談窓口の周知（子ども相談支援センター等）
- 「傍観者教育」の推進・充実
- SOS を出せる環境・人間関係づくり
- ICT を活用した相談窓口の設置

情報の共有

- 情報の整理・分析
- 保護者懇談等での情報共有
- 教職員への情報提供（進級時の引き継ぎ）
- 地域への協力依頼
- 警察と連携した早期発見・対応
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携

学校・家庭・地域の「気付き」

ひとりにさせない組織的かつ迅速な対応

いじめられている生徒のサイン	生徒名						
サイン							
遅刻・欠席が増える							
遅刻・欠席の理由を明確に言わない							
教師と視線が合わず、うつむいている							
体調不良を訴える							
保健室・トイレに行くようになる							
決められた座席と異なる席に着いている							
給食にいたずらをされている							
給食を所定の場所で食べない							
ふざけている表情がさえない							
友達とのかかわりを避ける							
慌てて下校する							
持ち物がなくなる							
持ち物にいたずらをされている							
嫌なあだ名が聞こえる							
何か起こると特定の生徒の名前が出る							
筆記用具等の貸し借りが多い							
いじめている生徒のサイン	生徒名						
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している							
ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている							
教職員が近づくと、不自然に分散する							
自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる							
寄宿舎や家庭でのサイン	生徒名						
学校や友達のことを話さなくなる							
友人やクラスの不平や不満を口にすることが多くなる							
朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする							
特定の友人からの誘いをよく断る							
受信したメールをこそこそ見る							
電話におびえる							
遊ぶ友達が急に変わる							
部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする							
理由のはっきりしない衣服の汚れがある							
理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある							
登校時間になると体調不良を訴える							
食欲不振・不眠を訴える							
持ち物がなくなったり、壊されたりする							
持ち物に落書きがある							
お金をほしがる							

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。

持ち物の変化

- 持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（SNSなど）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする。

いじめに関する相談は、HR 担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。

北海道紋別高等養護学校 ☎0158-24-1120 いじめ対策組織担当：小山内（教頭）

V いじめへの対応（困難課題対応的生徒指導）

いじめを認知した場合には、丁寧なアセスメントを行った上で情報を共有し、多角的な視点からケースに応じた組織的対応を進めることが求められる。また、いじめを重大事態化させないために、保護者や地域との連携も不可欠である。

緊急いじめ対策会議

- いじめの認知報告
- 背景にある人間関係・課題等のアセスメント
- 被害生徒への援助方針の検討
- 加害生徒への指導、支援方針の検討
- 周囲の生徒への働きかけ
- 保護者周知、説明の共通理解
- 関係機関との連携（司法・医療・福祉）



- 被害生徒及び保護者への説明・同意の確認
(事実経緯、指導・援助方針等)
- 指導・援助プランの実施
- モニタリング（3ヶ月を目処とする）
丁寧な見守り、経過報告、心理的状態の把握
- 教育局・本庁への報告
- 重大事態調査等

1 生徒への対応

(1) いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアをする。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

(2) いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられている生徒の苦痛に気付けるようにする。
- 今後の生き方を考えられるようにする。

2 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- 自分の問題として捉えられるようにする。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

3 保護者への対応

(1) いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

(2) いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。
- 生徒や保護者の心情に配慮する。
- 行動が変わらるよう教職員として努力していくことを伝える。
- 保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等

必要に応じて、教職員が間に入り関係調整が必要な場合がある。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。
- 対応者を十分に検討して対応に当たる。
- 教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

4 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

(1) 教育局・本庁との連携

- 関係生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言
- 関係機関との調整、報告

(2) 警察との連携

- 心身や財産に重大な被害がある場合
- 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

(5) 地域との連携

- 学校運営協議会への協力要請

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

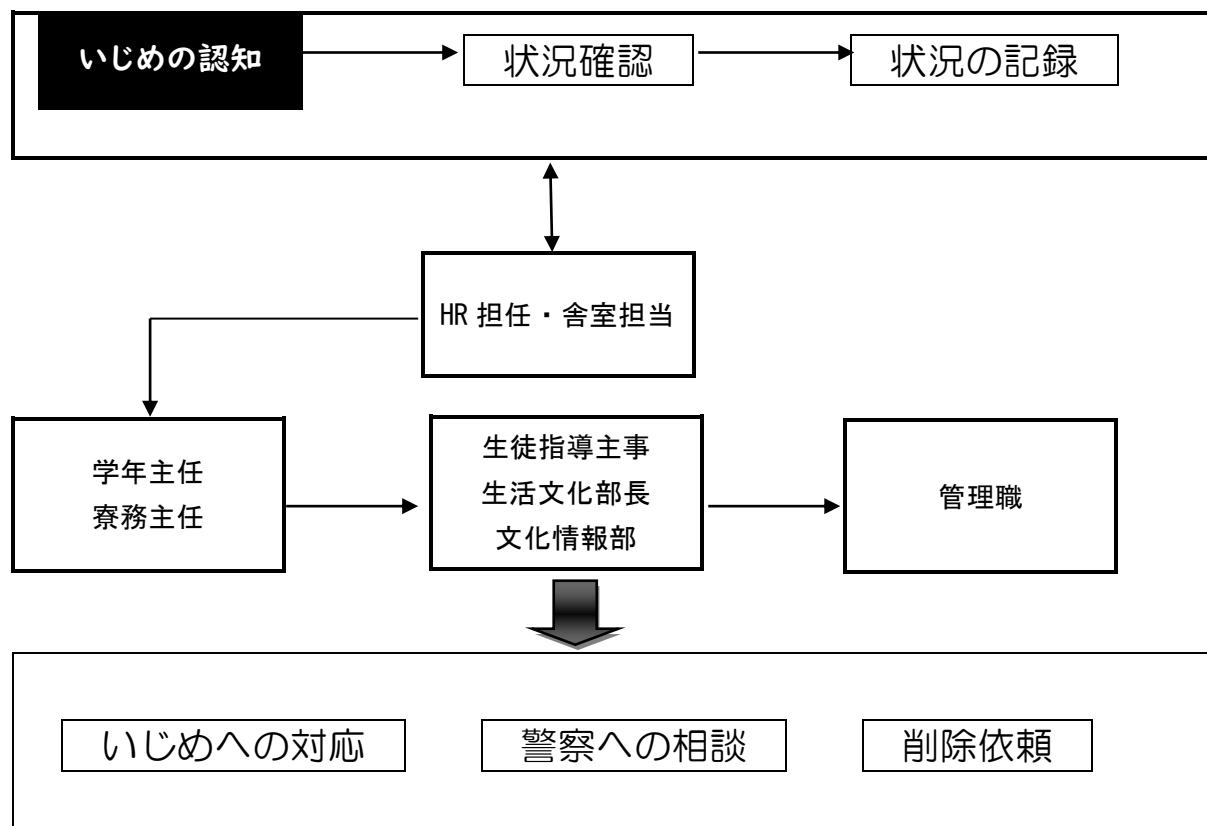
- 保護者の見守り、フィルタリング
- インターネット問題に関する情報提供、周知
- イ 情報教育の充実
 - 各教科・特別活動等における情報モラル教育の充実
 - 外部講師による講話 (NTTdocomo、LINE 株式会社等) → 教務部
 - チェックリストを活用した個人情報の知識・理解の定着
- ウ 教職員の研修
 - ネット社会についての講話 (防犯教室) の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール (毎月実施)

イ 不当な書き込みへの対処



VI 重大事態への対応

1 重大事態とは

(1) 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 生徒が自殺を企図した場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 高額の金品を奪い取られた場合

(2) 生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が 30 日程度以上の場合
- 一定期間、連續した欠席がある場合

2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、オホーツク教育局及び本庁特別支援教育課に報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

VII 学校いじめ防止プログラム～年間指導計画～

月	事 項
4	○教職員研修（いじめ防止基本方針の共通理解） ○年度始学年集会 ○学校ホームページへの公開
5	○生徒・保護者への相談窓口の周知（子ども相談支援センター、北海道こどもLINE相談）
6	○いじめ把握のためのアンケート調査①（道教委実施） ○生徒相談週間① ○学校運営協議会への情報提供、協力要請
7	○生徒相談週間② ○夏季休業前全校集会・学年集会（いじめアンケート①の結果周知、傍観者教育） ○外部講師を活用した防犯教室～SNSの利用～
8	○夏季休業明け学年集会 ○ICTを活用した心と体の健康観察（Google Forms）
9	○生徒相談週間③（HR 担任との面談） ○学校評価アンケート（教職員・生徒・保護者）
10	○いじめ把握のためのアンケート調査②（道教委実施） ○生徒相談週間④ ○教職員研修（生徒指導について）
11	○全校道徳（SOSの出し方、援助希求態度）
12	○冬季休業前全校集会・学年集会（いじめアンケート②の結果周知、傍観者教育） ○生徒相談週間⑤
1	○冬季休業明け学年集会 ○学校評価アンケート（教職員・生徒・保護者）
2	○生徒相談週間⑥
3	○年度末休業前全校集会・学年集会

※学校評価アンケートを活用し、生徒、保護者、教職員から「学校いじめ防止基本方針」についての評価を行うこととし、適宜点検及び見直しを図る。